

ぎふ農業会議だより

平成20年7月18日
岐阜県農業会議

<内容の詳細を含め、お問い合わせ等がある場合は、下記事務局へご連絡ください。
岐阜市藪田南 5-14-12、岐阜県シツタツク庁舎、 058-268-2527 (担当;三浦)>

6月常任会議員会議を開催

- 農地転用許可申請 264 件、約 169 千㎡について意見答申 -

農業会議は、6月27日、岐阜市内の県福祉・農業会館において常任会議員会議を開催しました。

この会議では、県知事ほか5市町長等から諮問された「農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による農地転用許可」に対して意見答申を行いました。

県知事ほか5市町長等から諮問された農地転用許可申請の総件数及び総面積は、合計264件、169,139㎡(第4条関係が71件、36,798㎡、第5条関係が193件、132,341㎡)でした。

6月の許可権者別の申請件数並びに面積は、以下のとおりです(面積は、ラウンド計算のため、合計と内訳が一致しないことがあります)。

区分	4 条		5 条		合 計	
岐阜県	55 件	29,825 ㎡	165 件	101,529 ㎡	220 件	131,354 ㎡
岐阜市	0 件	0 ㎡	1 件	165 ㎡	1 件	165 ㎡
羽島市	3 件	1,107 ㎡	2 件	1,590 ㎡	5 件	2,697 ㎡
各務原市	4 件	893 ㎡	10 件	9,141 ㎡	14 件	10,034 ㎡
川辺町	1 件	1,651 ㎡	3 件	1,234 ㎡	4 件	2,885 ㎡
高山市	8 件	3,322 ㎡	12 件	18,682 ㎡	20 件	22,004 ㎡
県計	71 件	36,798 ㎡	193 件	132,341 ㎡	264 件	169,139 ㎡

県並びに5市町等から説明を受けた後、本会議に先立ち事前(6月25日)に開催された「農地対策委員会」での検討結果(3,000㎡以上の大規模転用案件3件 14,436.23㎡、砂利採取案件4件 22,736.23㎡)に関して報告があり、審

議の結果、各転用申請案件とも許可相当として県知事並びに4市町長等に答申することで認められました。

県内37農業委員会で第20回農業委員統一選挙

- 結果として、投票に至る農業委員会は「無し」 -

平成20年7月に任期満了を迎えた県内の37農業委員会においては、第20回農業委員統一選挙が7月6日に行われました。

その中で、市は6月29日の告示、町村は7月1日の告示となっていましたが、その全農業委員会・選挙区において、投票による選挙委員の選出には至りませんでした。

なお、今回の改選後の選挙委員・選任委員の状況(委員数等)については、現在調査中であります。

農業経営改善スペシャリスト打ち合わせ会等を開催

- 担い手に対する経営関係の具体的な支援活動等について協議 -

県担い手育成総合支援協議会(会長;上松忍農業会議会長)は、7月2日、岐阜市内の県民ふれあい会館において、平成20年度に委嘱する農業経営改善スペシャリストとの打ち合わせ会とアクションサポート会議を開催しました。

今年度委嘱するスペシャリストは20名の専門家で、弁護士1名、弁理士1名、中小企業診断士3名、税理士8名、社会保険労務士3名、農業経営1名、集落営農支援2名、パソコン農業簿記1名です。

同打ち合わせ会並びに会議では、委嘱状を手渡した後、県内の認定農業者等担い手の現状や県担い手協議会が行う農業経営改善支援対策について説明をしました。

また、スペシャリストとして講師等をお願いしたい今年度の「ぎふ・アグリ・マネージメント・スクール(GAMS)」の開催計画について協議しました。

県担い手育成総合支援協議会幹事会

- 今年度の具体的な支援策等の確認と事業支援対象者等を決定 -

県担い手育成総合支援協議会は、7月9日、岐阜市内の県民ふれあい会館に

において、平成20年度第2回幹事会を開催し、平成20年度担い手経営革新促進事業モデル経営体の選定と、優良担い手表彰推薦者の選定を行いました。また、水田経営所得安定対策の加入結果について報告をしました。

その結果、担い手経営革新促進事業モデル経営体については、58経営体を指定することで決定しました。

また、優良担い手表彰では、優良認定農業者の部門で2法人、優良集落営農の部門で1組織を候補者として選定し、全国担い手育成総合支援協議会へ推薦することにしました。

県担い手育成総合支援協議会事務局長会議を開催

- 農地情報の地図化・共有化、経営革新促進事業のスケジュール等を説明 -

県担い手育成総合支援協議会は、7月11日、岐阜市内の県シンクタンク庁舎において、地域担い手育成総合支援協議会事務局長会議を開催しました。

主な内容は、地域における農地の有効活用を進めるための農地情報の地図化・共有化の推進、担い手経営革新促進事業における経営革新モデル経営体の指定数や特定対象農産物の生産支援事業のスケジュール等の説明、6月30日に締め切られた平成20年産の米・小麦・大豆の水田経営所得安定対策の加入結果について説明しました。

農地等情報の地図化に関する検討会を開催

- 地域担い手育成総合支援協議会との一体的な取り組みを展開 -

農業会議は、7月10日、県シンクタンク庁舎において、農地等情報の利活用に向けた意見交換を主な内容とする農地等利活用検討会を開催しました。

この会議は、今年度から各市町村段階において農地等情報の地図化を進めるに当たって、地域担い手育成総合支援協議会が事業主体となって取り組めることになった「農地情報の共有化」に関連して、その農地地図情報システムのデモンストレーションと現段階でのプログラム化の進捗状況、その情報の利活用に関する具体的な現場からの意見等の把握、などを狙いに開催したものです。

県担い手育成総合支援協議会の事務局でもある農業会議としては、この農地情報の地図化の必要性を認識しており、今後、地図化の推進を図ろうとしている市町村等に対する支援を展開していくこととしています。

県内の外国人研修受入れ状況把握を進める

- 岐阜県農業会議は、東海ブロックの中核県として事業を展開 -

農業会議は、7月14日、岐阜市内・じゅうろくプラザにおいて、今年度から事業に取り組むことにした外国人研修受入れ適正化支援事業の東海ブロック農業会議担当者会議を開催しました。

この事業は、近年急増している外国人研修受入れ制度の適正な執行を期するため、制度の啓発や研修生等の受入れ機関に対する研修・情報提供を図ることを内容としており、本農業会議は、東海ブロックの中核県として取り組むことにしたものです。

現時点では、全国農業会議所の把握データによると、県内に233名の研修生(1年目)・実習生(2～3年目)を受け入れていることが推定されていますがその実態の把握は十分行われているとは言えない状況であり、まず今年度は、「どの機関を通じて、どの農家や農業法人が、どの作目で、何人受け入れているか」などの状況を確認していくことにしています。

今回の会議では、その状況把握の具体的な手法についての情報交換を中心に協議を進めましたが、今年の10月をめどに状況確認結果をとりまとめることとしました。

水田経営所得安定対策の収入減少補てん交付金支払われる

- 県内加入者361経営体に対し、約3億1700万円 -

水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策の交付金(旧・ナラシ対策)は、米価下落などによる急激な収入減少を緩和することを狙いにした制度で、過去の平均的な収入より当年の収入が下回った場合に、その差額の9割が補てんされるといふものです。

農林水産省は、5月19日、この収入減少影響緩和対策の交付額の算出に必要な「2007年産収入額」を告示し、米・麦・大豆等の対象5品目について、都道府県ごとに10a当たりの収入額を示しました。

この告示により、積立金管理者である岐阜県担い手育成総合支援協議会は、岐阜農政事務所が算出した経営体ごとの交付額に基づき、6月中に県内の加入者に対する支払いを完了しました。

県内の対象面積は10,185ha、支払い対象は361経営体で、交付金総

額は約3億1700万円でした。

この交付金制度は、急激な収入減少が発動された場合には、国が3/4、加入者が1/4を負担する制度となっており、今回は国からの交付金が約2億4030万円、加入者自らの積立金約7670万円が支払われたものです。

加入している経営者の一部からは、「資金繰りの苦しい時期での入金となり、助かる」との声も聞こえています。

なお、6月30日に締め切られた今年の水田経営所得安定対策への加入申請については、以下のとおりです。

・「米」の加入経営体数は、前年より18.1%増の482経営体

加入申請面積は前年より11.2%増の4,937.1haとなり、平成19年産作付け面積に対する面積カバー率では前年より2.5%増の19.5%

・「小麦」の加入経営体数は、前年より6.8%増の220経営体

加入申請面積は前年より3.2%増の2,808.5haとなり、平成19年産作付け面積に対する面積カバー率は前年より1%増の106.0%

・「大豆」の加入経営体数は、前年より8.3%増の156経営体

加入申請面積は前年より0.6%増の2,185.1haとなり、平成19年産作付け面積に対する面積カバー率は前年より3%減の85.7%

今後の主な会議・研修会等の予定

月 日	会議・研修会名等
7/22 ~	市町村別農業委員研修会（7/17 現在、23 委員会で開催予定）
7/23	認定農業者制度活用講座（午前；岐阜市内、午後；美濃加茂市内）
8/ 7	農業委員会新任職員研修会（全建総連）
8/ 8	農業者年金新任担当者研修会（全建総連）
8/25	平成20年度岐阜県農業会議第1回総会
8/25	常任会議員会議（総会終了後）
10/15 ~ 16	中日本農業委員会職員現地研究会（和歌山県）
11/13 ~ 14	第11回全国農業担い手サミット in みえ
12/ 3	全国農業委員会会長代表者集会

各種講座・会議などの詳細・問い合わせ等は、農業会議事務局もしくは県担い手育成総合支援協議会へお問い合わせください。

全国の動きから

政府の規制改革会議、第3次答申に向けた中間とりまとめを公表

- 農業生産法人要件の大幅な緩和などを盛り込む -

政府の規制改革会議は、7月2日、年末の第3次答申に向けた中間とりまとめを公表しました。

農業分野では、農地利用について参入規制の撤廃と利用権の一般化、農業生産法人の事業要件と役員要件の撤廃、出資要件の大幅な緩和、農地情報のデータベース化・オープン化、農地の恣意的な利用調整を排除するため、貸借における入札制度の導入などを盛り込みました。

この中間とりまとめは、同会議がひとつの問題提起として独自の考え方をまとめたものですが、農林水産省は反論していますが、各省庁への拘束力持つ答申の「具体的な施策」に反映されるかどうかは、今後の調整に委ねられるようです。

WTO 農業交渉議長の第3次改訂版提示される

- 関税率が100%を超える品目が多い場合は、代償措置を追加拡大 -

WTO(世界貿易機関)は、7月10日、モダリティー(保護削減の基準)合意に向け、ファルコナー農業交渉議長テキスト3次改訂版を加盟143の各国・地域に提示しました。

この3次改訂版は、5月20日の再改訂版の骨格を踏襲したもので、21日から開かれる閣僚会合での議論の土台となる予定です。

内容は、前回と同様に上限関税には言及されていないが、関税率が100%を超える品目が多い場合は、低関税輸入枠の追加拡大などの代償措置が提案されています。

前回初めて盛り込まれた「輸出国の輸出禁止・制限措置」については変更がなく、国際的な食料需給のひっ迫、食料価格の高騰等を議論した洞爺湖サミットの成果が盛られていないなど十分とは言えず、依然、わが国にとって厳しい内容となっています。

農林水産省は、21日からの閣僚会合において、「上限措置の不適用、重要

品目の十分な数と柔軟性の確保」を最重要課題として臨むことにしています。